

1. 新会計基準・適用指針のポイント

ASBJ(企業会計基準委員会)は、2005年8月10日に企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(以下「新基準」という)を公表した。

新基準の概要は、次のとおりである。

資産・負債の差額を「純資産」とする。「資本の部」としての表示は廃止する。

以下の項目を「純資産」の一部として表示する。

新株予約権、 少数株主持分、 繰延ヘッジ損益

「純資産」を以下に区分することとしている。

- ・「株主資本」…資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式(控除項目)
- ・「評価・換算差額等」…「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」、「土地再評価差額金」、「為替換算調整勘定」
- ・「新株予約権」
- ・「少数株主持分」(連結財務諸表のみ)

従来は「株主資本」=「純資産」であったが、新基準では「株主資本」を「払込資本」と「剰余金」に限定している。

新基準による個別財務諸表・連結財務諸表の内容は下表のとおりである。

図表1 新基準による個別・連結の貸借対照表

個別貸借対照表	連結貸借対照表
純資産の部 ・ 株主資本 1. 資本金 2. 新株式申込証拠金 3. 資本剰余金 (1) 資本準備金 (2) その他資本剰余金 資本剰余金合計 4. 利益剰余金 (1) 利益準備金 (2) その他利益剰余金 × × 積立金 繰越利益剰余金 利益剰余金合計 5. 自己株式 6. 自己株式申込証拠金 株主資本合計 ・ 評価・換算差額等 1. その他有価証券評価差額金 2. 繰延ヘッジ損益 3. 土地再評価差額金 評価・換算差額等合計 ・ 新株予約権 純資産合計	純資産の部 ・ 株主資本 1. 資本金 2. 新株式申込証拠金 3. 資本剰余金 4. 利益剰余金 5. 自己株式 6. 自己株式申込証拠金 株主資本合計 ・ 評価・換算差額 1. その他有価証券評価差額金 2. 繰延ヘッジ損益 3. 土地再評価差額金 4. 為替換算調整勘定 評価・換算差額等合計 ・ 新株予約権 ・ 少数株主持分 純資産合計

「新株予約権」はこれまで負債に計上されていた。「繰延ヘッジ損益」(ヘッジ手段に用いるデリバティブの実現又は評価損益で損益への計上を繰り延べている部分)は、これまで資産・負債に計上されていた。「少数株主持分」は、資本でも負債でもない中間区分に計上されていた。これらは全て「純資産」に含まれることになる。このうち「繰延ヘッジ損益」は、「その他有価証券評価差額金」などととも「評価・換算差額等」に含まれる。

「純資産」に計上される新株予約権には、ストック・オプションに係る新株予約権も含まれる^{注1}。

注1 スtock・オプションの新会計基準(費用計上と共に新株予約権を計上)は、会社法施行日(2006年5月)以後付与されたストック・オプションから適用される。

「繰延ヘッジ損益」は、現行の財務諸表では、税効果相当額を控除せずに資産・負債に計上しているが、新基準では、「その他有価証券評価差額金」などと同様に、税効果相当額を除いた金額を「評価・換算差額等」に計上することになる。

為替予約等の振当処理における直先差額のうち次期以降に配分される額は、「純資産」として計上される「繰延ヘッジ損益」からは除外される。次期以降に配分される直先差額は、異なる通貨の金利差を主たる原因とし生じるものであり、発生主義により利息相当額として期間配分されている。そのため、「長期前払費用」又は「長期前受収益」として資産の部又は負債の部に計上されている。新基準適用後も、この取扱いは変更されない。

「株主資本」の中の「利益剰余金」については、現行の個別財務諸表では、「利益準備金」、「任意積立金」、「当期末処分利益」と三つに区分されているが、新基準では「資本剰余金」と同様に「利益準備金」と「その他利益剰余金」の二区分にしている。

「その他利益剰余金」の内訳として「任意積立金」のように株主総会又は取締役会の決議で設定される項目は、その内容を示す科目で表示する。さらに、「当期末処分利益」を「繰越利益剰余金」に変更し、「その他利益剰余金」の内訳として表示している。現行の個別貸借対照表では利益処分前の金額が計上されることから「当期末処分利益」として示され、利益処分後の残額が「利益処分計算書」で「次期繰越利益」として表示されていた。しかし、新会社法により、今後は株主総会の利益処分や中間配当に限らず剰余金の配当を行うことができるようになる。そこで「当期末処分利益」と「次期繰越利益」の区分を無くし「繰越利益剰余金」として表示されることになった。

参考までに新基準による財務諸表と現行の財務諸表と比較すると個別財務諸表は4ページ、連結財務諸表は5ページのとおりになる。なお、「新株式申込証拠金」、「自己株式申込証拠金」は、計上されるケースが少ないため、4ページ、5ページの新旧財務諸表比較では表示していない。

図表 2 貸借対照表新旧比較表

図表 2 - 1 個別貸借対照表 (単位：億円)

新基準の個別貸借対照表	現行の個別貸借対照表
負債の部	負債の部
.....	繰延ヘッジ利益 ⁴ 30
.....	新株予約権 15
繰延税金負債(増加分) 12 ¹	
負債の部の合計 567²	負債の部の合計 600
純資産の部	資本の部
・株主資本	・資本金 140
1. 資本金 140	・資本剰余金 110
2. 資本剰余金 110	1. 資本準備金 20
(1) 資本準備金 20	2. その他資本剰余金 90
(2) その他資本剰余金 90	・利益剰余金 180
3. 利益剰余金 180	1. 利益準備金 20
(1) 利益準備金 20	2. 任意積立金 80
(2) その他利益剰余金 160	3. 当期末処分利益 80
任意積立金 80	
繰越利益剰余金 80	
4. 自己株式 30	
株主資本合計 400	
・評価・換算差額等	・ 30
1. その他有価証券評価差額金 30	・ 15
2. 繰延ヘッジ損益 ³ 18	
3. 土地再評価差額金 15	
評価・換算差額等合計 63	
・新株予約権 15	
純資産合計 478	資本合計 445
負債・純資産合計 1,045	負債・資本合計 1,045

1 繰延ヘッジ利益の税効果相当額

2 567 = 負債 600 - 繰延ヘッジ利益 30 - 新株予約権 15 + 繰延税金負債(増加額) 12

3 税効果相当額 12 を控除後の金額

4 税効果相当額は控除しない。

(出所)新基準・適用指針に基づいて、大和総研制度調査部が作成

図表 2 - 2 連結貸借対照表 (単位：億円)

新基準の連結貸借対照表	現行の連結貸借対照表
負債の部	負債の部
.....	繰延ヘッジ利益 ⁴ 30
.....	新株予約権 15
繰延税金負債(増加分) 12 ¹	
負債の部の合計 567 ²	負債の部の合計 600
純資産の部	少数株主持分 60
・株主資本	資本の部
1. 資本金 140	・資本金 140
2. 資本剰余金 110	・資本剰余金 110
3. 利益剰余金 180	・利益剰余金 180
4. 自己株式 30	
株主資本合計 400	
・評価・換算差額	・その他有価証券
1. その他有価証券	評価差額金 30
評価差額金 30	
2. 繰延ヘッジ損益 ³ 18	・土地再評価差額金 15
3. 土地再評価差額金 15	・為替換算調整勘定 15
4. 為替換算調整勘定 15	
評価・換算差額等合計 78	
・新株予約権 15	
・少数株主持分 60	
	・自己株式 30
純資産合計 553	資本合計 460
負債・純資産合計 1,120	負債、少数株主持分 及び資本合計 1,120

1 繰延ヘッジ利益の税効果相当額

2 $567 = \text{負債 } 600 - \text{繰延ヘッジ利益 } 30 - \text{新株予約権 } 15 + \text{繰延税金負債(増加額)} 12$

3 税効果相当額 12 を控除後の金額

4 税効果会計不適用

(出所)新基準・適用指針に基づいて、大和総研制度調査部が作成

2. 検討の経緯と討議資料

(1) 専門委員会の設置

今回の新基準導入のきっかけになったのは、ASBJ が 2004 年 12 月 28 日に公表したストック・オプションの会計基準案である。この会計基準案では借方に人件費(給与手当等)を費用計上すると共に、貸方ではストック・オプションを資本でも負債でもない中間区分として計上することとしていた。ストック・オプションは、返済義務がある「負債」ではなく、権利行使前の段階では「資本」でもないというのがその理由である。しかし、このような「中間区分」を設けることには異論が多かった。

そこで「別途早急に貸借対照表における貸方項目の区分表示のあり方全般について検討を行うこととし、その検討の中でストック・オプションに対応する金額の表示区分について引き続き議論する」ために、貸借対照表表示検討専門委員会が設けられ、2005 年 2 月から検討が開始された。

(2) 討議資料「財務会計の概念フレームワーク」の内容を反映

貸借対照表表示検討専門委員会では、2004年7月に公表(9月に一部修正)された討議資料「財務会計の概念フレームワーク」(以下「概念フレームワーク」という)の内容を積極的に取り入れる方向で議論が行われてきた。

「概念フレームワーク」は、わが国の現行の会計基準及び将来の会計基準設定の拠りどころとなる基本概念を整理したものである。ASBJが正式に承認したものではないため、基準書ではなく討議資料として位置づけられている。しかし、検討に当たってはASBJが主導的な役割を果たした。

「概念フレームワーク」では「資産」、「負債」を次のように定義している。

「資産」：過去の取引又は事象の結果として、報告主体(企業)が支配している経済的資源又はその同等物

「負債」：過去の取引又は事象の結果として、報告主体(企業)が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務、又はその同等物

その上で、その差額を「純資産」と定義している。「純資産」は次のように区分されている。

資本：株主(連結財務諸表の場合は親会社株主)に帰属

その他の要素

ア．株主以外に帰属するもの(少数株主持分、新株予約権)

イ．いずれにも帰属しないもの(その他有価証券評価差額、為替換算調整勘定等の「リスクから解放」されていない投資の成果など。繰延ヘッジ損益も含まれる)

「概念フレームワーク」では、さらに「包括利益」という概念を導入している。「包括利益」とは、ある事業年度内の純資産の変動額のうち、報告企業の株主、子会社の少数株主、及び将来それらになりうるオプション所有者との直接の取引に起因しない部分をいう。「包括利益」は「当期純利益」と「その他の包括利益」とに区分される。「その他の包括利益」には、その他有価証券評価差額や為替換算調整勘定などが含まれる。

「概念フレームワーク」では、「包括利益」を「当期純利益」に代替しうるものとは考えていない。当期の成果を表す指標としては、依然、「当期純利益」を重視している。その上で、上記「資本」を「当期純利益」を生み出す投資の正味ストックとして、純資産から分けて定義している。

(3) 専門委員会での検討項目

貸借対照表表示検討専門委員会の議論の過程で、(2)の「概念フレームワーク」の考え方も反映して、ストック・オプションを含めた「新株予約権」の他に、「少数株主持分」や「繰延ヘッジ損益」も検討対象に加えられた。

連結財務諸表の作成の基本となる考え方には、次の親会社説と経済的単一体説がある。(「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」)

親会社説：「連結財務諸表を親会社の財務諸表の延長線上に位置づけて、親会社の株主持分のみを反映させる」考え方

経済的単一体説は：「連結財務諸表を親会社とは区別される企業集団全体の財務諸表と位置づけて、企業集団を構成する全ての会社の株主持分を反映させる」考え方

わが国では「親会社説」が採用されており、したがって、「少数株主持分」は、連結財務諸表上は「資本の部」には含めていない。返済義務のある「負債」にも該当しないことから、「資本」でも「負債」でもない「中間区分」として表示されている。「新株予約権」を「中間区分」として表示することに反対意見が多かったこととの整合性や国際的にも「中間区分」を廃止する流れにあることを受け、「少数株主持分」も検討対象に加えられた。

「繰延ヘッジ損益」は、現行の財務諸表では、「繰延ヘッジ損失」が「資産」、「繰延ヘッジ利益」が「負債」に計上されている。しかし、これらは上記「概念フレームワーク」の定義によれば、「資産」、「負債」には含まれない。元々はデリバティブの評価損益の損益としての計上をヘッジ会計の適用により繰り延べているものであり、未実現の評価損益という点で、「その他有価証券評価差額」と性格が類似している。そこで、「繰延ヘッジ損益」についても、検討対象に加えられた。

(4) 概念フレームワークと新基準の「純資産」との関係

(2)で述べた「概念フレームワーク」では、「新株予約権」、「少数株主持分」、「繰延ヘッジ損益」は「資本」以外の「純資産」として取り扱われる。新基準では下図で示すように、このフレームワークの考え方を反映している。ただし、「概念フレームワーク」で示された「包括利益」の概念までは導入していない。

図表3 新基準と概念フレームワーク

新基準の新しい「純資産」の内訳		現行の貸借対照表	概念フレームワーク
「株主資本」：資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式(控除項目)		資本の部(=株主資本) ・自己株式は「資本の部」 全体の控除項目	「資本」(上記)
評価・ 換算差額 等	その他有価証券評価差額金、 土地再評価差額金(以上は個別・ 連結)、為替換算調整勘定 (連結のみ)が含まれる		資産又は負債
	繰延ヘッジ損益(個別・連結)		
新株予約権(個別・連結)		負債	「その他の要素」の 「株主以外に帰属するもの」 (上記 のア)
少数株主持分(連結のみ)		資本と負債の中間区分	

3. 新基準導入による影響

(1) 株主資本の定義の変更

現行の財務諸表では、「資本の部」全体を「株主資本」として捉えており、「株主資本」=「資本の部」=「純資産」という関係が成り立っている。しかし、新基準では「資本の部」という語が廃止される。「株主資本」の範囲は「払込資本と剰余金」の合計に限定され、「その他有価証券評価差額金」、「土地再評価差額金」、「為替換算調整勘定」などは含まれないことになる。新しく「純資産」に含まれる「新株予約権」や「少数株主持分」も、「株主資本」には含まれない。

この「株主資本」の定義は、「純利益」を生み出す「資本」を「純資産」の中で区分して表示するという討議資料の考え方を反映したものであり、単なる表示科目名の変更ではない。

IASB や米国の概念基準書では、資産から負債を控除した差額を「持分(equity)」(米国では営利企業の場合は「equity」、非営利組織体の場合は「net assets」と呼んでいる)としている。「持分(equity)」のうち「純利益」を生み出す基となった部分のみを「株主資本」とする考え方は示されていない。新基準でいうところの「評価・換算差額等」や「新株予約権」は、IASB も米国基準も共に「持分(equity)」に含めている。

「少数株主持分」については、IASB では「持分(equity)」に含めているが、米国の場合、現行の実務上は少数株主持分をどこに表示するかは定まっていない。ただし、2005年6月30日に公表された会計基準の公開草案「連結財務諸表 - 子会社の被支配持分の会計及び報告 - 」では、「少数株主持分」を「持分(equity)」に含めることとしている。

したがって、新基準の「株主資本」は、わが国の現行基準とも海外の基準とも異なる内容のものを示すことになる。

(2) R O E ・ 自己資本比率への影響

R O E への影響

R O E は自己資本利益率とも株主資本利益率とも呼ばれる。最近では後者の名称で呼ばれることが多い。現行の財務諸表では、自己資本も株主資本も純資産も同じものを示しているため、問題は生じない。しかし、新基準では、純資産と株主資本は異なるものを示すことになる。その結果、R O E の計算方法が変更されることになる。

5 ページの企業の連結ベースの当期純利益が 50 億円（子会社の少数株主利益控除前の当期純利益は 60 億円）であったとする。この場合、連結 R O E は現行の財務諸表に従えば、10.9%となる。

$$R O E = 50 \text{ 億円} \div 460 \text{ 億円(資本の部)} = 10.9\%$$

一方、次の ~ の金額を分母とした場合の R O E はそれぞれ次のようになる。

純資産を分母とした場合

$$R O E = 60 \text{ 億円(少数株主利益控除前の当期純利益注2)} \div 553 \text{ 億円} = 10.8\%$$

注2 分母に少数株主持分を含める場合は、分子においても少数株主利益を控除せず含めるものと思われる。

純資産（少数株主持分を除く、株主資本 + 評価・換算差額等 + 新株予約権）を分母とした場合

$$R O E = 50 \text{ 億円} \div (553 \text{ 億円} - 60 \text{ 億円}) = 10.1\%$$

株主資本を分母とした場合

$$R O E = 50 \text{ 億円} \div 400 \text{ 億円(株主資本)} = 12.5\%$$

株主資本 + 評価・換算差額等を分母とした場合

$$R O E = 50 \text{ 億円} \div (400 \text{ 億円} + 78 \text{ 億円}) = 10.5\%$$

米国基準や IASB の場合は、R O E は かの方法によると思われる。これらの基準では直接 R O E を定義しているわけではないが、これらの基準における「持分 (equity)」の定義を反映すれば、の方法によることになるものと思われる。

の新しい「株主資本」を分母として R O E を算出する場合は、現行基準とも海外基準とも異なる R O E が算出される。分母からは、その他有価証券評価差額金や為替換算調整勘定などが除外される。例えば、2004 年度の実績に基づいて見ると「その他有価証券評価差額金」が除外されることで分母の金額が減少し、R O E の数値が跳ね上がる企業がある一方で、円高によりマイナスとなっている為替換算調整勘定等が除外されることで分母の金額が増加し、R O E が低下する企業もある。したがって、新しい「株主資本」をそのまま R O E の分母とした場合は、国内外の投資家（特に海外の投資家）をミスリードする可能性がある。

そもそも、未実現の評価益が出ている有価証券を売却せずそのまま抱え込むことは経営効率の点から望ましくない。では、未実現の評価益が出ている有価証券を抱え込めば分母が膨らんで R O E は低下し、経営の非効率さが明らかにされる。しかし、では経営の非効率さが R O E に反映されず、従来の含み経営や株式の持ち合いなど、望ましくない慣行が復活しやすくなるという点でも問題がある。^{注3}

注3 逆に有価証券が含み損を抱え込んでいる場合、の方法では、分母が減少して R O E が上昇し、投資効率が上がったかのように見えるという問題はある。ただし、含み損を抱え込めば、株主は配当可能利益の減少という形で影響を受けるので、経営者は損失が膨らむ前に処分を図るものと思われる。

の方法では、評価・換算差額等は分母に含める。現行基準とは、繰延ヘッジ損益を分母に含める点で異なる。米国基準やIASBとも、新株予約権を分母に含めていない点で異なる。新株予約権の保有者は、権利行使前の段階では株主にはなっていないことを重視した場合は、このような方法が用いられる可能性がある。しかし、新株予約権の場合、将来有利な価格で株式を取得する権利の対価として、新株予約権の保有者から既存の株主に現金の払い込みやサービスの提供（ストック・オプションの場合）が行われたと考えられる。即ち、権利行使前の段階において既に、新株予約権の対価は普通株主に帰属していると考えられる。したがって、新株予約権はROEの計算上分母に含めるべきと思われる。

、の方法でROEを計算した場合、新株予約権や繰延ヘッジ損益、の場合にはさらに少数株主持分が分母に含まれるため、わが国の現行の財務諸表によるROEとは異なる数値が算出される。ただし、これら、の方法によれば、海外基準と類似の方法でROEが算定されることになるものと思われる。したがって、こちらの方法の方が海外投資家をミスリードすることは少ないと思われる。もっとも、従来は株主資本利益率と呼ばれていたものが、わが国では純資産利益率と呼ばれることになるかもしれない。^{注4}

注4 の方法の場合は、少数株主持分が分母から除外される。IASBや米国基準の公開草案の「持分(equity)」に基づく場合とは異なるが、わが国の連結財務諸表が、経済的単一体説ではなく親会社説に立っている以上、の方法によることもやむを得ないかと思われる。

自己資本比率への影響

5 ページの例によると自己資本比率は次のとおりになる。

$$\begin{aligned} \text{現行の自己資本比率} &= \text{資本の部 460 億円} \div \text{負債、少数株主持分及び資本合計 1,120 億円} \\ &= 41.1\% \end{aligned}$$

一方、次の ~ の金額を分子とした場合の自己資本比率は次のようになる。

$$\begin{aligned} \text{純資産(少数株主持分を含む)を分子とした場合の自己資本比率} \\ &= 553 \text{ 億円} \div \text{負債及び純資産合計 1,120 億円} \\ &= 49.4\% \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{純資産(少数株主持分を除く)を分子とした場合の自己資本比率} \\ &= (553 \text{ 億円} - 60 \text{ 億円}) \div 1,120 \text{ 億円} \\ &= 44.0\% \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{株主資本を分子とした場合の自己資本比率} \\ \text{分母の資産・負債の合計額は改正前後でも変わらないので 1,120 億円} \\ \text{自己資本比率} &= \text{株主資本 400 億円} \div 1,120 \text{ 億円} \\ &= 35.7\% \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{株主資本に評価・換算差額等を加えた額を分子とした場合の自己資本比率} \\ \text{分母の資産・負債の合計額は改正前後でも変わらないので 1,120 億円} \\ \text{自己資本比率} &= (400 \text{ 億円} + 78 \text{ 億円}) \div 1,120 \text{ 億円} \\ &= 42.7\% \end{aligned}$$

の株主資本を分子とする方法で自己資本比率を計算する場合、現行基準とも海外基準とも異なる自己資本比率が算出される。分子が小さくなるため、現行基準や海外基準よりも低めの自己資本比率が算出される。

の方法では、評価・換算差額等は分子に含まれる。現行基準とは、繰延ヘッジ損益を分子に含める点で異なる。新株予約権を分子に含めていない点で米国基準やIASBとも異なる。前述したように新株予約権の対価は普通株主に帰属していると考えられることができるため、新株予約権を自己資本比率の計算上、分子に含めるべきと思われる。

、の純資産を分子とする方法で自己資本比率を計算した場合、新株予約権や繰延ヘッジ損益、の場合にはさらに少数株主持分が分子に含まれるため、わが国の現行基準とは異なる自己資本比率が算出される。ただし、これら、の方法によれば、海外基準と類似の方法で自己資本比率が算定されることになるものと思われる。^{注5}

注5 の方法の場合は、少数株主持分が分母から除外される。IASBや米国基準の公開草案の「持分(equity)」に基づく場合とは異なるが、わが国の連結財務諸表が、経済的単一体説ではなく親会社説に立っている以上は、の方法によることもやむを得ないかと思われる。

(3) 予想される混乱

新基準により、「資本」という語が指す範囲が「払込資本と剰余金」に狭められる上、ROEや自己資本比率などの投資指標が影響を受け、実務上相当の混乱が予想される。

大和総研制度調査部では、2005年8月に公表された公開草案の段階で、実務上の混乱を避けるため、「株主資本」という語を限定的に用いている取扱いを改めるよう意見を提出した。日本証券アナリスト協会も同様の趣旨の意見書を提出した。いずれも、新しい「純資産」のうち、少なくとも「株主資本」、「評価・換算差額等」、「新株予約権」をROEの分母に算入するという前提でコメントしている。しかし、この点に対して、新基準では特に配慮はなされなかった。ROE等の投資指標の算出方法は、利用目的に応じて用いられるべきものであり、基準で決めるものではないというのが、その理由である。

しかし、ASBJは、上記のように投資指標は基準で決めるべき問題ではないとする一方で、2005年9月22日公表の適用指針案「1株あたり当期純利益に関する会計基準の適用指針(案)」ではBPS(「1株あたり純資産」)の分子の「純資産」から「新株予約権」、「少数株主持分」を除外する案を示している。貸借対照表上の「純資産」と異なる定義が、1株当たりの数値に置いて用いられること、一般的に、下記の関係が成立すると考えられていることからすると、このような取扱いは実務上大混乱を招くと思われる。

$$EPS = ROE \times BPS$$

ROEは決算短信で開示されている。したがって、今後東京証券取引所がROEを決算短信のひな型でどのように定義するかが実務において大きな影響を与えるものと思われる。東京証券取引所には、海外と整合性が取れ、実務上混乱を招くことのない定義を定めることが望まれる。

(4) 会計処理への影響

新株予約権関連

新基準では、貸借対照表の表示方法は変更するが、会計処理方法については変更しないことを基本としている。例えば、現行の会計基準では新株予約権が権利消滅した場合は、戻入益が発生することとされているが、この点に変更は無い。ストック・オプションが権利消滅した場合も同様である。

新株予約権については、会計上のみならず、税務上も負債には該当しないと思われるため、税効果会計で調整する必要はない。

子会社の新株予約権

子会社の新株予約権は、資本連結上は、これまでどおり子会社の資本には含めない。したがって、当該新株予約権に対しては、親会社の子会社に対する投資との相殺消去は行わず、親会社持分割合

と少数株主持分割合とに按分はしない。

親会社の子会社の新株予約権を保有している場合は、連結会社相互間の債権・債務の相殺消去に準じて処理をする。

子会社で計上されている少数株主持分

子会社で計上されている少数株主持分は、孫会社の少数株主の持分であるため、親会社の子会社への投資に対応する子会社の資本には含めない。

子会社の個別財務諸表上の「評価・換算差額等」の処理

子会社の個別財務諸表上の「評価・換算差額等」については、従来どおり、資本連結において子会社の資本の含まれ、報告会社である親会社の連結財務諸表では、次のように処理される。

親会社による支配獲得時までに生じていた「評価・換算差額等」は、支配獲得日の持分比率に応じて、親会社持分と少数株主の持分に按分される。親会社持分は子会社に対する投資と相殺消去され、少数株主の持分は「少数株主持分」に振り替えて消去される。

支配獲得後に生じた子会社の「評価・換算差額等」については、持分比率に応じて親会社の持分は「評価・換算差額等」に計上され、少数株主の持分は「少数株主持分」に計上される。

繰延ヘッジ損益

貸付金・借入金等を金利スワップでヘッジし、繰延ヘッジ会計を適用した場合、現行制度では繰延ヘッジ損益は資本ではなく資産・負債に計上されるため、資本の部は影響を受けない。しかし、新基準では、金利スワップの繰延ヘッジ損益が「純資産」の部に計上されるため、金利スワップの時価の変動に伴い、「純資産」の部が変動することになる。

一方、貸付金・借入金と金利スワップが一体であると認められる方法でヘッジした場合は、金利スワップを時価評価しない特例処理が認められている。この特例を適用する場合は、新基準でも、「純資産」の部は変動しない。

一般的に、事業会社の場合は特例処理によっており、あまり影響は受けないと思われる。しかし、金融機関の場合は、取引が多いことから、貸付金・借入金と金利スワップが一体であると認められる方法でヘッジすることは困難である。貸付・借入(預金)等のポジションに対して金利スワップなどで包括的にヘッジし、繰延ヘッジ会計を適用している例が多いものと思われる。このようなヘッジにより、金融機関の場合は、「純資産」が変動することになる。改正案の内容は、金融機関のヘッジ行動に何らかの影響を及ぼす可能性がある。

為替予約等の振当処理における直先差額のうち次期以降に配分される額については、従来どおり「長期前払費用」又は「長期前受収益」として資産の部又は負債の部に計上されるため、影響を受けない。

なお、純資産に含まれる繰延ヘッジ損益については、新基準では税効果相当額を控除した額を計上することとされている。

在外子会社の純資産の換算

新基準では、在外子会社の純資産項目の換算を、次の方法によることとしている。

親会社による株式取得時の株主資本、評価・換算差額等、子会社の資産・負債の評価差額は株式取得時の為替相場による円換算額を付す。

親会社による株式取得後に生じた株主資本項目は発生時の為替相場による円換算額、親会社による株式取得後に生じた評価・換算差額等は決算時の為替相場による円換算額を付す。

新株予約権は、発生時の為替相場による円換算額を付す。ただし、新株予約権に係る為替換算調整勘定は、新株予約権に含めて表示する。

少数株主持分は、従来どおり、決算時の為替相場による円換算額を付す。

4.適用時期

新基準は、会社法施行日（2006年5月の予定）以後終了する中間(連結)会計期間の中間（連結）財務諸表、連結会計期間の連結財務諸表及び事業年度の財務諸表から適用される。

3月決算会社の場合は、2006年9月中間期から、4月決算会社の場合は、2006年10月中間期から適用される。

5月決算会社の場合は、2005年11月中間期は現行基準に基づく貸借対照表を作成し、2006年5月決算期から新基準に基づく貸借対照表を作成する。この場合、中間・期末の首尾一貫性が保持されていない場合には該当しない。

適用初年度においては、時系列比較を容易とするように、改正前の「資本の部」の合計に相当する金額（新基準の「株主資本」と「評価・換算差額等」の合計から「繰延ヘッジ損益」を除外した金額）を注記することが義務付けられている。